

特 別 高 圧 送 電 線 京 浜 線 1 ・ 2 号 線 保 全
 事 業 (神 奈 川 県 横 浜 市 旭 区 笹 野 台 四 丁
 目 地 内 ~ 同 県 同 市 同 区 今 宿 町 字 簾 沢 地
 内 及 び 同 県 同 市 同 区 今 宿 一 丁 目 地 内 ~
 同 県 同 市 同 区 今 宿 南 町 地 内) に 係 る 事
 業 認 定 理 由 に つ い て

第 1	起 業 者 の 名 称	東 京 電 力 株 式 会 社
第 2	事 業 の 種 類	特 別 高 圧 送 電 線 京 浜 線 1 ・ 2
	号 線 保 全 事 業 (神 奈 川 県 横 浜 市 旭 区 笹 野 台 四	
	丁 目 地 内 ~ 同 県 同 市 同 区 今 宿 一 丁 目 地 内 及	
	び 同 県 同 市 同 区 今 宿 南 町 地 内)	
第 3	起 業 地	
1	収 用 の 部 分	な し
2	使 用 の 部 分	神 奈 川 県 横 浜 市 旭 区 笹 野 台 四

第 4 丁目、今宿町字筑野及び字箒沢、今宿一丁目、
 今宿二丁の認定を、今宿町字筑野及宿理南町地内
 平成16年3月3日高圧送電線京浜区箕沢、今宿一丁目、
 申請の事業（神奈川県同市町にあり、土地収用法第20条第1号の要件への適合性
 線保内地同宿。）、事業は、土地収用法（昭和26年法律第
 目地同宿。）、事業は、土地収用法（昭和26年法律第
 同今宿。）、事業は、土地収用法（昭和26年法律第
 1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性
 について本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第
 219号）第3条第17号に掲げる電気事業（
 昭和39年法律第170号）による一般電気事業

の用に供する電気工作物に関する事業に該当
する。
このため、本件事業は、土地収用法第20条
第1号の要件を充足すると判断される。第20条
2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性
について
本件事業は、神奈川県横浜市泉区和泉町地内を
内の東京変電所から東の亘長22.69kmの建設さ
の西東計画区間送電とす京浜線（以下全
全特別高圧線」業の起業者であ
た「本送電の事業の起業者として、
るため本件電気事業の起業者として、
本件電気事業の起業者として、
は、電気事業の起業者として、
一般電気事業の起業者として、

れに、また、本件事業
に要するから、義務金を負って、おりに、また、本件事業
こと認められ、本件事業は、土地収用法第20条
第2号の要件を充足する、と判断される。適合性
3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性
について
(1) 申請事業の施行により得られる公共の利
益について
本件事業は、都心部を中心とした電力需
要対策として昭和39年8月に建設された2
75kVの本送電線に係る送電線路(亘長2
2.69km、2回線、鉄塔73基)を保全するた
めの事業である。
現在、本送電線が送電する西東京変電所

の 横 本 く に 線 さ 給 内 る 障 西 る	電 浜 送 こ ま よ と せ さ し の 電 を 横 計 以	力 市 電 と た る 連 ら て 西 力 生 浜 画 上	供 の 線 の 、 供 系 役 に い 横 需 じ 変 が の	給 一 は で 本 給 す 割 、 る 浜 要 る 電 あ こ	工 部 こ き 送 支 る も 現 神 変 が こ 所 と	リ 並 れ な 電 障 こ 担 在 奈 電 今 と に 。	ア び ら い 線 を と っ 他 川 所 後 が 本 ら	は に の 重 は 回 に て の 県 の も 予 送 、	、 東 地 要 、 避 よ い 送 横 電 増 想 電	神 京 域 な 他 す り る 電 浜 力 加 さ 線	奈 都 へ 送 の る 。 線 市 供 し れ か	川 多 の 電 送 た 電 に 旭 給 、 る ら	県 摩 電 線 電 め 力 よ 区 工 電 た 電	川 地 力 で 設 、 供 り 上 り 力 め 力	崎 域 供 あ 備 他 給 電 川 ア 供 、 を	市 で 給 る の の を 力 井 に 給 将 供	及 あ に 。 事 送 安 を 町 お に 来 給	び り 、 欠 故 電 定 供 地 け 支 、 す り
---	--	---	--	--	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	--

得られらる公共の利益は相当程度存するもの
と認めらる。施行により失われる利益につ
(2) いて
本件事業は、既存の送電線路を保全する
ため（平成9年の周辺で、あ法律第81号）等
法影響線もすま路省めとが認められ、
因るが、電平値を、
線路省めとが認められ、
定るが、電平値を、
こるが、電平値を、

に社界の線値。てい、で騒
音会つ磁て射制るいおず点の
る式にするし放規れつにれ地一
す株界じ示離るらに点さた同。施
因力磁生が電けめ音地知れぼるの認
起電、ら関非お認るの感離ほれ業と
に京るか機際にながす近はらもら事
路東こ路健国ンと因直音からめ件あ
線ると線保びイこ起路の路ち認本で
電ある電界及ラるに線接線どが、微
送でい送世値ドい路電直電、とと軽
び者てのが数イて線送の送がこるは
及業し線値るガっ電のらと果るえ益
界起討電大けの回送線か点結あま利
磁、検送最お会下、電路地定で踏る
、はで本のに員くに送線同測ルをれ
たて意、さ解委きら本電、音べ上わ
まい任は強見護大さ、送た騒レ以失
つがてのる防をはてまの音り

(3)	代 本 た 設 滑 検 ル と が 由 新 に	替 件 め が な な 討 本 一 本 し 考 か た お	案 事 の 必 お 供 す 送 ト 送 て え ら 適 案 必 て	と 業 業 と 本 を と 線 振 線 り れ 切 は 要 多	の は で な 送 確 、 の り の 替 る な 、 と	比 較 既 り も 線 保 本 ル 替 ル え が 手 鉄 な の	に 存 、 の が る 事 ト る ト 案 い と を こ	つ の 新 で 果 た め の 東 西 れ い 設 に	て 電 な な し の ル 側 の も え す 加 が	線 電 い て 他 一 に の 以 な る え 必	路 気 。　い る 方 の ほ 道 路 に 下 い た 、	を 工 作 電 策 ほ 併 に 述 べ の 土 線 り	全 物 力 を か 走 地 中 ベ る 土 地下	す の の 比 較 す る 中 理 が 地	る 建 円 較 る 線
-------	--	---	---	--	---	---	---	--	--	---	--	--	---	---	----------------------------

土地利用に与える影響が大きく、極めて不経済である。

の案は、架空線を地中線に切り替えるための大型鉄塔を新設するたための土地が新たに必要となるため、土地利用に与える影響が大きく、また、地中線について、生活道路下に設置する工事が必要となり、経済的に不利である。

以上のように、地域の土地利用に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に比較検討した結果、本送電線の施設をそのまま使用する本件事業のルートが最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で

述、結果、利益とので第る。性
本がとルあし条土地い申3奈都不故
べ件失もーるした第収て請(1)川多可時
た事わにととた第収て請(1)川多可時
失業れ、は認めが3用法事業で崎市に電支給
わのる(3)代らての第20条を述べ及電線障
れ施利(3)で替れ、要件を第4号施行に、横をあ回
る行益で替れ、要件を第4号施行に、横をあ回
利にに述案る。件を第4号施行に、横をあ回
益よ優べと。件を第4号施行に、横をあ回
をり越た比較事業充足号の要する本一の送割
比較するうして、土地判へ必要電並め電も
量る認め、最も土地判へ必要電並め電も
衡れとにて、土と件へ必要電並め電も
較らるうして、土と件へ必要電並め電も
比得すよ比較事業充足号の要する本一の送割
をり越た比較事業充足号の要する本一の送割
益よ優べと。件を第4号施行に、横をあ回
利にに述案る。件を第4号施行に、横をあ回
る行益で替れ、要件を第4号施行に、横をあ回
れ施利(3)で替れ、要件を第4号施行に、横をあ回
わのる(3)代らての第20条を述べ及電線障
失業れ、は認めが3用法事業で崎市に電支給
た事わにととた第収て請(1)川多可時
べ件失もーるした第収て請(1)川多可時
述、結果、利益とので第る。性

(2) 理 備 す ら も 一

る 変 画 本 し す 理 備 す ら も 一

こ 電 さ 送 て 以 る 起 性 本 に る れ ま の 定

と 所 れ 電 行 上 必 業 件 関 規 る た の

に の て 線 う の 要 地 事 す 格 。 あ

加 電 い を 必 こ 性 の 業 る に 本

え 力 る 使 要 と は 範 に 技 基 送

、 供 こ 用 が か 高 囲 係 術 づ 電

将 給 と し あ ら い 及 る 基 く 線

来 エ に て る 、 も び 起 準 必 は

、 リ か 電 と 本 の 収 業 を 要 土

本 ア ん 力 認 件 と 用 地 定 な の

送 へ が の め 事 認 又 の め 範

電 の み 安 ら 業 め は 範 囲 省

線 電 れ 定 れ を ら 使 用 は 令

か 力 ば 供 る 早 れ 用 、 等

ら 供 、 給 。 期 る の 別 電

西 給 今 を に 。 別 電 に と

横 も 後 継 施 の 気 規 認

浜 計 も 続 行 合 設 定 め

る 収

用で、は、なく、使用に、との、め、られ、て、いる。よ、っ
て、収、用、又、は、使、用、の、別、に、つ、い、て、も、合、理、的、で
あ、る、と、認、め、ら、れ、る、。、
し、た、が、っ、て、本、件、事、業、は、土、地、を、使、用、す、る、
公、益、上、の、第、20、条、第、4、号、の、認、め、ら、れ、る、た、め、土、地、
収、用、法、第、20、条、第、4、号、の、要、件、を、充、足、す、と、判、断、
さ、れ、る、。

5 結 論

以、上、の、と、お、り、本、件、事、業、は、土、地、収、用、法、第、
20、条、各、号、の、要、件、を、充、足、す、事、業、の、判、断、さ、れ、る、た、め、
同、条、の、規、定、に、基、づ、き、事、業、の、認、定、を、す、る、も、の、
で、あ、る、。

第 5 土、地、収、用、法、第、26、条、の、2、第、2、項、の、規、定、に、よ、る
図、面、の、縦、覧、場、所 神、奈、川、県、横、浜、市、旭、区、役、所